

答申第 546 号

平成 22 年 11 月 17 日

神奈川県公安委員会  
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成22年 4 月 7 日付けで諮問された暴力団事務所所在地に係る文書等非公開の件（諮問第602号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

暴力団事務所の所在地等に係る文書を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県警察本部長が、特定地域の暴力団事務所の所在地、暴力団フロント企業の名称、所在地等に係る文書（以下「本件行政文書」という。）を、平成22年3月11日付けで、非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関の主張は、認容し得ない。

イ 請求内容は、地域住民にとっては公知の事実であり、現に実施機関の職員は特定地域における暴力団事務所所在地及びフロント企業に係る情報を情報提供している。

ウ 本件行政文書を住民に明らかにすることにより、反社会的勢力を鎮圧し得る。

## 3 実施機関（警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、県内に所在する暴力団事務所の所在地、暴力団関係企業の名称、所在地、代表者の氏名等、暴力団に関する情報（以下「本件情報」と総称する。）が記載された文書（電磁的記録）である。

### (2) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第6号該当性について

ア 本件情報は、実施機関が捜査活動において把握した、暴力団員による不当な行為の防止に関する情報である。

したがって、本件情報を公開することにより、暴力団及び暴力団関

係企業（以下「暴力団組織」と総称する。）の把握実態及び情報収集能力等の捜査活動状況が判明してしまうことはもとより、その主たる情報源である情報提供者の存在が推認され、情報提供者と捜査員の信頼関係に亀裂が生じ、今後の暴力団捜査及び情報収集活動に支障が生じることとなる。

さらに、暴力団組織は、情報提供者に対する有形無形の不法行為や暴力行為を敢行することが十分予想され、情報提供者の生命、身体、財産等に対する不法な侵害が及ぶこととなる。

イ 暴力団組織は、対立抗争事件発生時には、対立する暴力団事務所及びその関係企業（以下「暴力団事務所等」と総称する。）に対する襲撃を主として敢行している。

したがって、本件情報を公開することにより、暴力団組織が当該情報を活用し、敵対する暴力団組織の暴力団事務所等を襲撃することが容易に予想され、暴力団相互の対立抗争を誘発させることとなる。

その結果として、暴力団事務所等の付近住民の生命、身体、財産等に不法な侵害が及び、ひいては犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に重大な支障が及ぶこととなる。

ウ 昨今の暴力団の情勢は、大規模暴力団のより一層の大規模化、系列化が図られ、実際に中小暴力団の消滅等が進行しているところである。

したがって、本件情報を公開することによって、既に存在しない暴力団事務所等を標的として、有形無形の不法行為や暴力行為が敢行された場合、同所に現住する一般人及びその所有者の生命、身体、財産等に対する不法な侵害が及ぶこととなる。

エ 以上のことから、本件情報は、条例第5条第6号に該当すると判断した。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、県内に所在する暴力団事務所の所在地、暴力団関係企業の名称等が記載された文書（電磁的記録）である。

(2) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により非公開とすることができるかと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件行政文書に記載された情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当の理由があるかどうかを検討する。

(ア) 当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件情報はいずれも実施機関が把握した暴力団に関する情報であると認められ、また、実施機関が本件情報を外部に公表している事実は認められない。

(イ) 本件情報は、実施機関が捜査活動等を通じて把握した捜査情報であり、当該情報を公開することにより、実施機関による捜査活動の実態が判明するとともに、その情報源である情報提供者の存在が推認されるものと認められる。

(ウ) さらに、本件情報が公開されれば、暴力団相互による対立抗争を誘発し、暴力団事務所等の付近住民の生命、身体、財産等に対する不法な侵害が及ぶとともに、その他公共の安全と秩序の維持が脅かされるおそれが十分認められる。

(エ) したがって、実施機関が本件情報を公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、合理的な理由があると認められる。

ウ 以上のことから、本件情報は、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年4月7日	○ 諮問
4月13日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5月12日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5月13日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5月18日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9月10日 (第97回部会)	○ 審議
10月12日 (第98回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会長職務代理者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 22 年 11 月 17 日現在) (五十音順)